

## 短信

## 7.12 硫化水素流出事故の情報公開顛末記:その2

7.12 事故に係る東北電力からの入手文書についての宮城県と女川町の非開示処分（303号『鳴り砂』に「非開示12文書」のリスト掲載）に対する異議申立＝審査請求の経緯を前々号（304号）に記載しましたが、その後、宮城県には6.30付「反論書」、7.22付「意見書」、9.18付「意見書」を提出し、女川町には9.22付「意見書」を提出し、現在は両情報公開審査会で各々審議中のはずです。遅くとも年内に‘非開示維持か、開示か’の答申（および実施機関の裁決）が出されるものと思われま

す。以下は両審査会に対する直近書面の概要ですが、特に“ハア？”という屁理屈を並べてきた女川町（実際には東北電力）に対しては徹底批判しましたので、ご覧あれ。

## (1) 宮城県（9.18付「意見書」）

実施機関（県原対課）が審査会に提出した「開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を分類し、又は整理した資料」が8月24日付けで送付されましたが、仰々しい題名に反して「部分開示決定通知書」の2頁の記載を‘1頁に整理’したものでしかなく、期待した非開示12文書の「情報の内容」および「判断理由」をキチンと分類・整理したものではありませんでした。

宮城県情報公開条例第1条「目的」の解釈4には、「説明する責務」として「民主主義の健全な発展のためには、県政を信託した県民に対し、県がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、わかりやすく説明することが不可欠である。この「説明する責務（説明責任）」を全うするための制度が情報公開制度であるとの認識から、県の「説明する責務（説明責任）」を目的に明記したものである。」との記載があります。

上記資料に先立つ6月20日付「弁明書」には、まがりなりにも非開示12文書の表題と非開示理由（第8条第1項第3号該当とか同条同項第3号及び第4号該当とか）がある程度分類・整理され記載されていたのに（それに対して6.30付「反論書」で詳細に反論済み）、審査会に提出された上記資料は「弁明書」の記載を丸写ししたものですらなく、特に意見を述べる価値もなかったため、非開示の不当性について「反論書」の記載を若干補足しただけで終わらせま

した。

<宮城県の項終了>

## (2) 女川町（9.22付「意見書」）

①姑息な文言変更と、“ハア？”という「具体的理由」

「開示請求に対する諾否の決定理由説明書」が9月4日付で送付され、非開示12文書が女川町情報公開条例第7号第3号に該当するという「具体的理由」（東北電力が女川町に寄せた非開示希望意見）が、初めて‘具体的に’示されました。

特に注目すべきは、非開示文書は「事業運営における重要なノウハウ」であり、「原子力発電所設備の運転操作に係る情報が拡散され…一部の情報のみを基とした誤った認識や憶測が拡散することにより…事業運営に支障をきたす」

（理由<A>）とか、「資料は当該法人の社内様式を用いて作成された」から「公開資料を基に使用されている字体やレイアウトを想像させることに繋がり、…記録様式データの複製や記録の偽装などにも繋がる」（理由<B>）という2つの非開示理由で、そのため公開すれば「事業活動上の利益が著しく損なわれると認められる」という結論でした。

ここで、3月10日付「部分開示決定通知書」の結論では「…開示することにより、当該法人の利益が損なわれる可能性があると判断される」となっていたため、そのような“曖昧な理由付け”は条例第7号第3号に厳密に該当するものではない旨「審査請求書」で主張しましたが、それを受けてか、今回の「具体的理由」では、「著しく」の文言が追加された一方、以前の「可能性がある」という文言は削除され、さらにまた以前の「判断される」という主観的記述が「認められる」という客観的記述に改められ、条例の規定に即した表現となるよう（姑息にも）変更されていました。

このような小手先の変更に惑わされず、12文書全てに、単なる「可能性」に留まらず、実際に「著しく」利益が損なわれる情報が記載されていると客観的に「認められる」のか、慎重かつ十分に検証することを、審査会には期待したいと思います。

## ②理由&lt;A&gt;の不当性

次に、理由<A>についてですが、本件非開示情報は「事業運営における重要なノウハウ」であり「原子力発電所設備の運転操作に係る情報」で、「情報が拡散され…一部の情報のみを基とした誤った認識や憶測が拡散すること」で「事業運営に支障をきたす」との主張は、とりわけ下線部が筆者の“琴線に触れた”ため、正確な情報開示こそが必要で、むしろ東北電力のように正確な情報を公開・発信しないことこそが「一部の情報のみを基とした誤った認識や憶測が拡散すること」につながることを、徹底的に示しました（東北電力にとっては“ヤブヘビ”だったのでは？）。

まず、304号『鳴り砂』で述べたとおり、自治体職員のメモ書きによって、従前の2倍量の注入速度 868 m<sup>3</sup>/h > 排気速度 700 m<sup>3</sup>/h（30分注入量 434 m<sup>3</sup> > 排気量 350 m<sup>3</sup>）が明らかとなり、2倍の空気供給を計画したのに排気量を増やさなかった人為ミスが事故の『真の原因』だと判明した事実を示し、東北電力は、その真相を隠すため、空気供給量や排気量などの正確な情報を自らは公表していないことを指摘しました。

次に、305号『鳴り砂』で述べたとおり、被災作業員7名は全員が体調不良（死亡者なし）で済んだことから、流出した硫化水素濃度はせいぜい「100ppm」オーダーだったと推察されること、「ppm（ピーピーエム）」は「百万分の一（体積比）」なので「100ppm」とは「一万分の一」で、大まかには「空気 10,000 : 硫化水素 1」（体積比）の混合比だったということで、そうすると、「868 m<sup>3</sup>/h」で30分間注入・排気された空気量「434 m<sup>3</sup>」に対し、その中に含まれていた硫化水素はその僅か「一万分の一」の「0.0434 m<sup>3</sup>」なので、誰が考えても、東北電力が主張する「…スラッジ層に蓄積していた硫化水素が多量に放出され、換気空調系で排気しきれずに、…系外に流出した。」ことなど‘絶対<sup>3</sup>にあり得ない’ことを、定量的に示しました。

また、同じく305号で述べたとおり、2022年5月16日付東北電力情報で「2022年3月末までに、タンク内の硫化水素濃度が0ppm」と明記されていることから、非開示文書「6～8」に記載されていると思われる硫化水素の測定値が「0ppm」である事実は既に公表されているので、非開示にする理由はないことも主張しました。

さらに、304号で述べたとおり、開示された令和3年7月15日付東北電力資料に、事故当日午後の1号機沈降分離槽・ランドリドレンタンク付近の「建屋スペース」における硫化水素濃度（14:20頃50ppm、15:40頃0ppm）と、「そ

の近傍」の濃度（14:20頃5ppm、15:40頃0ppm）などが示されており、14:30頃の2号機側での異臭連絡より早い時点で、既に1号機のタンク「系外」に硫化水素が流出していたことは明らかなのに、東北電力は、同文書やその後の文書でも「系外流出」の事実を一切公表せず、また、1号機側で（2号機側異臭連絡前の）14:20頃に硫化水素を測定していた事実・測定理由・目的も明らかにしておらず、このような対応は「人の生命、身体又は健康」に影響を及ぼす危険性を意図的に隠す行為であることを指摘しました。

そして、第7条第3号「ア」の例外規定では「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報」は開示すべきとされていることに鑑み、少なくとも非開示文書「6～8」の硫化水素濃度は、高濃度ならタンクからの漏洩・流出が作業員や周辺住民らに危害を及ぼす可能性を示し、低濃度なら安全性を示す情報となるため、いずれにしても例外規定に基づき積極的に開示すべし、と主張しました。しかも、女川町や宮城県など関係自治体の3度の立入調査（①2021.7.15、②2021.11.15、③2022.6.2）自体が、「今回は、有毒ガスによる人的被害という看過できない事象であり、ひいては発電所の安全性にも影響を及ぼすもの」<①講評>とか、「今回の問題は、一歩間違えば、従業員が亡くなったり、…状況によっては大きな問題に至るものばかり…」<②講評>というような、労災・人的被害の再発防止という自治体側の安全確認意識に基づいて実施されたことは明らかで、そのような立入調査の趣旨に鑑みれば、いずれの資料も、いわば東北電力の「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため」に入手した情報だったはずで、開示されてしかるべし、と主張しました。

加えて、理由<A>のような極めて抽象的な理由で安易に非開示処分がなされるなら、『知る権利』の保障など単なる“絵空事”となってしまうことは明らかで、むしろ、東北電力自身が正確な情報を公開しようとはせず、「…スラッジ層に蓄積していた硫化水素が多量に放出され、換気空調系で排気しきれずに、…系外に流出した。」とか、2号機制御建屋への流出以前には硫化水素の「系外流出」はないなど、「誤った認識や憶測」を「拡散」させていることを指摘し、改めて開示を求めました。

### ③理由<B>の不当性

理由<B>は、非開示とされた文書資料は「当

該法人の社内様式を用いて作成された」もので「公開資料を基に使用されている字体やレイアウトを想像させることに繋がり、…記録様式データの複製や記録の偽装などにも繋がる」という“突拍子もない・想像を絶する”もので、おそらく「審査請求」対策で女川町が改めて意見聴取した際に東北電力が“新たに考案”した「具体的理由」だと思われませんが、ただただ呆れました。このような屈理屈は、審査会の良識で“一刀両断”してもらうほかありません。

なお、「記録様式データの複製や記録の偽装」などの『犯罪行為』に対する歯止めとして、条例第4条「利用者の責務」では「…公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に適正に使用しなければならない」と規定しています（宮城県条例第3条第2項にも同様の「開示請求者の責務」の規定あり）。筆者（審査請求人）は、『知る権利』自体を尊重し、文書の使用目的による開示・非開示判断への影響は好ましくないと考え、開示請求書には使用目的を敢えて記載しないようにしてきましたが、今回の東北電力の“イチャモン”を踏まえ、上記のように‘開示情報を適正に使用’して事故の真相（単純ミス）を解明し、東北電力の「…スラッジ層に蓄積していた硫化水素が多量に放出され、換気空調系で排気しきれずに、…系外に流出した」などという「事故原因の偽装」を明らかにしたことを訴えました。

そして、情報開示すれば「偽装」などの『犯罪行為』に利用されるなどの予断・偏見で、「企業秘密・特許情報」等の重要情報でもない情報を安易に非開示とする発想は、全ての開示請求者（筆者だけ？）に対する著しい冒とくであり、『知る権利』に真っ向から反するもの、と締めくくりました。

<女川町の項終了>

本稿の最後に、両審査会に対して「意見陳述はしない」ことにしましたので、あとは審査会答申（その後の実施機関の裁決）を“静かに？”待つだけです（でも、女川町審査会に対し、東北電力が弁明・反論をし、筆者にも再反論の機会が与えられるなら、徹底的に論争するつもりなので、その場合は“もつれる”かもしれません）。

両審査会には、『情報公開の原則』に則り、女川町情報公開・個人情報保護審査会運営規程第8条にあるように「…審査は、論点及び争点を明確にして当該審査請求の当否の判断を行い、かつ、その理由を明らかに…」した上で、実施機関および東北電力の（7.12事故の真相や東北電力自身の「原因偽装」等を隠すための）安易な“情報隠し”を許さないよう、慎重かつ十分な審査・答申を期待したいと思います。

<2023.10.3了>

（仙台原子力問題研究グループI）

## 声なき声を聞き続けた医師の良心から蒔かれた希望

～福島に通い続けた医師 山崎知行仙台講演会～

放射能問題支援対策室いずみ（以下、「いずみ」と略）は2011年の福島原発事故以降、宮城県内の希望する子どもたちを対象として甲状腺エコー検査を行ってきました。「いずみ」では出会っていませんが、福島県「県民健康調査」における詳細調査のひとつ、甲状腺検査では300名をゆうに越える若年者の甲状腺がん罹患患者（悪性疑い含む）が報告され、多発が確認されています。また、治療費などの支援を行っている「3・11甲状腺がん子ども基金」によると、宮城県内においても複数の若い甲状腺がん当事者を支援しています。ところが、事故との関連が疑われるにもかかわらず、社会的には原発事故がまるでテレビの向こう側で起こっているかのような

希薄な当事者感、さらには、風化や無関心が急速に拡大しているように感じられます。

被ばくに晒された子どもたちを護るために、今一度、私たちの置かれた状況を再確認、相互理解を深めることを目的に、11月11日（土）、仙台市内にて表題の会を開催しました。「チェルノブイリと福島原発事故を通してこれからのを考える」というテーマの会には30名が参加し、和歌山県岩出市にて上岩出診療所を開業している山崎知行医師のお話しに耳を傾けました。氏は1986年のチェルノブイリ原発事故後、核分裂エネルギーといのちのあり方に強い関心を持ち、後年に何度も現地訪問、現地の医師などと交流を続けてきた。すると、2011年の福島原発事故

が起き、チェルノブイリ現地の被害に心を痛めていた氏は、機会を得て、福島や宮城県への定期的な訪問を継続しています。とりわけ、放射性物質の大量放出という戦後最大の公害ともいえる核災害に直面した子育て中の保護者の不安は大きく、避難を選択できず、汚染地域で生きなければならない過酷な環境下に置かれた親子へのカウンセリングや医療的なサポートを、氏は行ってきました。

氏やクロストークで参加した寺澤政彦医師（てらさわ小児科）からは、福島原発事故後、核利用を推進する ICRP 派の専門家による防護体系が採用されるなど、放射線被ばくによる健康影響を小さく見せるための専門家集団のミスリードが一貫して行われてきたこと。かつ、原発事故を境に、それ以前とそれ以後の疾病に関する統計・疫学的データの発表方法が変更され、比較が難しく、増減がわかりにくくされている、という共通の見解が示されました。

原発事故はある日突然起きるのではなく、経済性を優先し安全対策を著しく軽視した東京電力や国等のように、人為的に用意されます。そ

して、「原発事故は終わった」のではなく、実態が見えにくくされ、人々の無関心や無知、忘却が、次のカタストロフィー（破局）到来の下地となるのが強く印象づけられる内容でした。一方で、誠実で親しみやすい医師お二人の人柄がハードルを下げたのか、会場参加者との熱心な質疑応答や対話がなされ、これからの私たちの希望の種が蒔かれ、その萌芽を確認できる機会でもありました。

後日、本講演は「いずみ」サイトにて録画配信の予定です。ぜひご覧ください。

<http://tohoku.uccj.jp/izumi/>

（放射能問題支援対策室いずみ 服部 賢治）



## 「第 166 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記

### ―― 総合的な安全性問題が議論できない技術会の限界 ――

2023 年 11 月 7 日に「第 166 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め 2 名+電力関係 2 名で、マスコミは 2 名でした。

委員は 24 名中 19 名の出席でした(たぶん)。学識経験者は、橋本さん以外 6 名出席でした。

○千葉章会長（宮城県復興・危機管理部長）が議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

●（参考資料-2） モニタリングステーション 荻浜と江島局における指標線量率設定値の超過

について

荻浜は 2023 年 9 月 6 日、江島は、9 月 27 日に、指標線量率が上昇した。荻浜については、「過去 27 日ほとんど線量率が上昇しないデータから算出した偏回帰係数を用いて計算した為」でした。（理由は、難しく理解不能でした。）江島については、大陸由来の天然核種を多く含む気団が到来した際、降雨により「面線源状態」となった為との事。これに関して、有働委員から、大陸由来の理由がよく理解できない旨の質問があり、県の方が説明していたが、いまいち納得していない様子だった。（私も、説明不足のように感じた。）

●（参考資料-3） モニタリングステーション前網局におけるダストサンプラー流量計異常について

2023 年 9 月 5 日に流量指示誤差が基準値を逸脱した。2023 年 7 月から 9 月まで逸脱したので、参考値扱いとしたい。原因は、経年劣化と

のこと。岩崎（智）委員からの、どういう壊れ方をしたのか、との質問に、東北電力の方は、うまく返答していないようだった。岩崎委員は、一年で壊れるのは困る、と苦言を呈していた。

●（参考資料-4） 令和5年度第1四半期のモニタリングポスト測定結果における「過去の測定値範囲」の誤りについて

MP-5「令和3年4月～令和5年3月までの測定値の範囲」を、過去2年度とすべき所を1年度としたため、誤った。チェックシート項目を増やして対応するとのこと。（又、初歩的なチェックミスでした。）

●（資料-4）「女川原子力発電所の状況について」報告あり。

P2 (3) 女川原発2号機における安全対策工事完了時期の見直しについて

前回の技術会で無視された「電線管の火災防護対策工事」の内容が報告され（P5）、**耐火材ラッピング工事の写真**も報告された。それに伴い、工事完了が2024年2月となり、2号機再稼働は2024年5月頃となった。（P6）

（このように、再稼働延期にもなるような事象について、この「技術会」では質問・意見はなかった。「電線管の火災防護対策」について、どこにどんな問題があり、どう対処したのか、に

ついての技術的な問題意識は、委員にないのだろうか？ 安全対策を総合的に考える別組織がやはり必要ですね。）

P3 (4) 女川原発2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可について

いわゆるテロ対策施設であるが、2023年10月4日に許可を受けた。（別紙3）

主な機能は、①減圧操作 ②冷却 ③原子炉格納容器加圧破損防止であるが、問題の性質上、詳しい内容は公表できないとのこと。岩崎（智）委員も質問に苦慮していたが、フィルタベントを新たに設置し、排気筒は使わない、という回答を得ていたようだ。（議事録で早く正確に確認したい。）住民が、フィルタベントを使用したかどうか分かるかどうかは、なかなか難しそうである。

◎今回も、放射能や温排水調査については議論していたが、こと原発の“総合的な安全性問題”になると、途端に議論がなくなる。この“会議の限界”がはっきりしてきたと思いました。

○次回は、2024年2月5日（月）午後、仙台で開催とのこと。

（2023.11.8.記）兵藤則雄



## 【女川原発アラカルト】

### 【9月】

20日（水） 原発避難者住宅追出しを許さない会、仙台高裁前と県庁前でビラ撒きを実施。仙台高裁第3民事部へ、直接オンライン署名（賛同者16,706人）などを提出し弁論再開を申し入れ。風の会など12名参加。

原子力規制委員会、女川原発の「原子炉施設保安規定」変更を認可。主な変更内容は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等の一部改正に伴い、女川原発2号機の原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器圧力逃がし装置（フィルタベント系）による原子炉格納容器ベントの手順を整備し、これら必要な措置を明確化。

21日（木） 「ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ（意見広告）運動」プロジェクトチームリアル会議、第14回。第15回9/25、第16回10/30。

23日（土） 反原発自治体議員・市民連盟運営

委員会オンライン会議、宮城から2名参加し女川原発再稼働反対運動の現状報告。10名参加。

24日（日） みやぎアクション、オンライン会議。14名参加。

27日（水） 原発避難者追い出し裁判控訴審判決期日、弁護団、前日に仙台高裁第3民事部裁判官3人の忌避申立てを行い、判決は延期に。10月13日、忌避「却下」の決定。弁護団は直ちに最高裁への特別上告申立書を提出。

福島原発事故避難者山形訴訟控訴審、仙台高裁第1民事部、401号法廷、原告2名意見陳述、弁護団最終意見陳述、結審。原告・支援等30名、被告（国・東電）9名、記者5名。

28日（木） 東北電力、女川原発2号機再稼働の延期、2024年2月から同年5月頃へを発表。延期の理由は、電線管（ケーブル）火災防護対策の追加工事のため。2016年3月の安全対策工事完了想定から延期は6回目。

### 【10月】

1日（日） 「ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ（意見広告）運動」、『河北新報』に個人2,285名（匿名291名）、団体277（匿名7団

体)の「止めよう!女川原発再稼働」の全面カラーの意見広告を掲載。

- 2日(月) 女川原発再稼働差止訴訟控訴審第1回口頭弁論期日、仙台高裁第3民事部、102号法廷。事前集会、裁判所前公園。甫守一樹弁護士がパワポを使ってプレゼンテーション『司法審査の在り方〜「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」』、控訴人日野正美さんが意見陳述、報告集会(仙台弁護士会館4F)。瀬戸口壮夫裁判長、非公開の進行協議で、避難計画の実効性について審理する方針を示し、翌3日、『確認事項(メモ)』を提示。原告団・弁護団・支援70名、電力9名、記者9名。
- 3日(火) 学生団体「Fridays For Future Sendai Japan」&ライフライン無償会プロジェクト、家庭向け電気料金引上げに関する公開質問状への「借金減が急務」という東北電力の回答書を公表。
- 4日(水) 規制委員会、女川原発2号機の「特定重大事故等対処施設」の設置を正式に許可。
- 10日(火) 脱原発仙台市民会議&風の会、県庁で記者会見、県議選アンケート結果を公表。立候補予定者81人中30人が回答、うち20人が女川原発2号機再稼働に反対。
- 11日(水) 女川原発の再稼働を許さない!みやぎアクションと原発問題住民運動宮城県連絡センター、本店会議室、「女川原発2号機の火災防護対策の追加工事に関わる質問書」への回答を受け、東北電力と交渉、7名参加。12日、県庁で記者会見、『女川原発の規制基準「不適合」と東北電力の回答に関する見解』を公表し電力を批判、5名参加。  
県と女川町、石巻市、非公開のオンライン会合で、原子力規制庁から女川原発2号機の「特定重大事故等対処施設」の審査内容の説明を受けた。
- 12日(木) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に9月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。
- 16日(月) 県、2012年6月から出荷制限されていた大崎市のイノシシ肉について、条件付きで出荷制限が解除されたと発表。
- 18日(水) 日韓脱核平和巡礼13名(韓国のカトリック神父や記者など)とカトリック正義と平和仙台協議会、南相馬市原町教会から現地で長年福島原発反対運動してきた志賀勝明さんの案内で、東日本大震災・原子力災害伝承館、双葉駅前、震災遺構浪江町立請戸小

学校等を視察。19日、女川原発PRセンターと小屋取浜で原発視察しながら阿部美紀子さんの話、石巻教会のカリタスペースで女川原発再稼働差止訴訟原告団の原代表と日野事務局長から裁判闘争の話を聴き、夕方、脱原発みやぎ金曜デモに合流。

- 21日(土) 西村康稔経済産業相、女川原発2号機を視察。
- 29日(日) みやぎアクション、オンライン会議。13名参加。
- 31日(火) 東北電力、2023年9月中間期の連結決算を発表。電気料金値上げと燃料原価低下等で経常損益2191億円の黒字、純損益1553億円の黒字に。

## 【11月】

- 2日(木) FFF仙台&ライフライン無償会プロジェクト&学問と社会をつなぐサロン、「電力会社の最高益の裏側で拡がるエネルギー貧困不正な電気代値上げの真相に迫る」。ゲスト大島堅一さん(龍谷大学政策学部教授・原子力市民委員会座長)、戦災復興記念館第2会議室。会場30名オンライン含め50名参加。
- 3日(金) 女性ネット学習講演会『大丈夫なの? 汚染水 改めて原発を考える』講師:岩倉政城さん(尚絅学院大学名誉教授・歯学博士)、エルパーク仙台セミナーホール。約60名参加
- 4日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第89回甲状腺エコー検査 in なとり」日本キリスト教団名取教会、寺澤政彦医師(てらさわ小児科)、18名が受診。
- 7日(火) 「第166回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、ハーネル仙台3階蔵王。市民2名+電力関係2名+記者2名傍聴。
- 8日(水) ふるさとを返せ!津島原発訴訟控訴審第7回口頭弁論、仙台高裁第1民事部、101号法廷。&進行協議。原告意見陳述、弁護団6.17最高裁“ポンコツ判決”批判陳述等。報告集会、仙台弁護士会館4階大会議室。原告、弁護団、支援等約80名参加。  
県、気仙沼市で10月26日に採取された野生マツタケから170Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。  
加美町民15名が提訴した加美町風力発電地上権契約差止及び違法確認住民訴訟第1回公判、仙台地裁。町側、契約見直しに言及。
- 11日(土) 女川原発再稼働差止訴訟原告団、控訴審闘争勝利をめざす石巻集会、小野寺信一弁護士「一審判決解説と控訴審の闘い方に

ついて」、甫守弁護士『司法審査の在り方～「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」』、石巻防災センター。会場40名+ZOOM10名参加。

放射能問題支援対策室いずみ、福島に通い続けた医師～山崎知行仙台講演会『チェルノブイリ・福島原発事故を通してこれからを考える』講師：山崎知行医師、東北教区センター「エマオ」3Fホール。30名参加。

放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク『学習交流会』76、汚染処理水排出問題、栗原市市民活動支援センター多目的室。

みんなの放射線測定「てとてと」12周年イベント、講演会「原発事故から12年 森からのメッセージ—まだまだつづく森の汚染を考える」、講師：小松雅史氏（森林総合研究所きのこ・森林微生物研究領域主任研究員）、大河原中央公民館会議室。約30名参加。

13日（月） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に10月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。廃炉作業中の1号機の原子炉建屋にある、昨年亀裂が発見された天井クレーンの台座4つを全て新品に交換し、10月26日に作動試験を実施したと発表。補強もなしで、地震で亀裂が入った台座と同じ仕様の台座と交換したようだが、また地震で壊れないのだろうか。

17日（金） 脱原発スタンディングの会、『脱原発金曜昼スタンディング』、仙台市フォーラス前。9/23日6人、30日5人、10/6日8人、13日7人、20日7人、27日7人、11/3日9人、10日8人、17日5人参加。

鈴木総務相、再エネ事業者の大規模森林開発を規制する宮城県の独自課税「再生可能エネルギー地域共生促進税」新設に同意。来年4月1日導入と村井知事が表明。

（空）

## ●脱原発みやぎ金曜デモ

【9月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

22日（金） 第497回「金曜デモ」、女川原発再稼働やめよう！と、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

29日（金） 第498回「金曜デモ」、汚染水を海に流すな！と、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【10月】

6日（金） 第499回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

13日（金） 第500回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

19日（木） 第501回「木曜デモ」、日韓脱核平和巡礼12名を迎え、元鍛冶丁公園から55名の市民が参加。

27日（金） 「金曜デモ」主催者の手違いで中止、肴町公園。

【11月】

5日（日） 第502回「日曜デモ」、『500回記念デモ』として、阿部さんとタッチーさんの演奏、南相馬の吉田美恵子さんが電動車椅子で参加し福島の現状を報告、元鍛冶丁公園から35名の市民が参加。

10日（金） 第503回「金曜デモ」、寒さが厳しい中、元鍛冶丁公園から15名の市民が参加。

17日（金） 第504回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。



### 粘り強い人が勝つというのがスローガン ～韓国から原発反対の連帯行動

いつもは金曜日の「金デモ」ですが、10月19日は韓国からカトリックの方たちが原発反対の連帯のために来てくれたので、木曜日のデモになりました。

韓国からの訪問団は、福井、福島を回って女川へも行き、最後の夜に金デモに参加してくれました。3回も原発の候補地になりながら撃退したサムチョクから来た方は、「30年闘ったがあと300年でも闘える。死ぬことはできても後戻りすることはできない。」「粘り強い人が勝つというのがスローガン。」また、別の方は「諦めずに闘ってください。拡散すること。そ

して脱原発の政治家を選ぶこと。」「科学は神様にはなれない。人間は謙遜して生きていくべき」なんとも含蓄の深い言葉でした。

デモを解散してから、韓国語を話せる友人が訪問団の方に話をしてFacebookの交換をしました。私は旗を持っていたので、主張は通じたようで、韓国の方のFacebookに写真が投稿されていました。お礼にサンマの手描きイラストのハンカチをいただきました。

韓国で原発反対を粘り強く頑張っている人たちが身近な存在になりました！

(小原)

## ●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

### 【10月】

4日(水) 大崎市農林業系放射能汚染廃棄物の一斉焼却の中止を求める住民訴訟第一審、仙台地裁齊藤充洋裁判長の判決言渡し、「原告らの請求をいずれも棄却」という『不当判決』。101号法廷、原告、被告、傍聴人を合わせ70名。報告集会、仙台弁護士会館4階。本判決は「穴だらけ」と『原告団・弁護士団声明』を発表し、10月16日、原告住民(115人)、仙台高裁に控訴。

滝沢求環境副大臣ら、県庁で村井知事と意見交換、指定廃棄物処分について「国が責任を持って対応」と表明。

7日(土) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、10.7大崎市民集会 part2 放射性汚染廃棄物焼却問題と地域主権、講師：嶋原敦子さん(東北大学大学院農学研究科)、「地域主権主義」中嶋信氏(徳島大学名誉教授)、古川教育会館、会場40名+ZOOM15名参加。

25日(水) 大崎連絡会、県外焼却に関する開示請求文書について大崎市が16文書を開示。しかし10文書は「不存在」。また再請求した文書は、宮城県の文書丸写し→大崎市の文書管理能力(また文書作成基準)の欠如が露わに。27日、県外焼却に関する県の開示文書(ほとんどが黒塗り)について、環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室と面談。県側は、法律に基づいて行なっていることであり問題ない、大崎市が行なっていることであり、県は当事者ではないと責任逃れに終始。10項目の質問に対し、5項目で時間切れとなり、改めて面談を設定するよう要請。

30日(月) 美里町、町議会全員協議会で、11

月から汚染廃棄物の牧草やほだ木を一般廃棄物として県外搬出し焼却処理すると公表。

(空)

## ●きのここと山菜の放射能汚染

11月11日、「てとと」12周年の企画で、きのここと山菜の放射能汚染について、国の機関の「森林総合研究所」のきのこ・森林微生物研究領域主任研究員の小松雅史さんのお話を聞いてきました。

結論的には、森林土壌や野生のきのこのこの汚染は、一部上がり続けていて、今がピークかもしれない(これからピークがくるかも)。土壌については、表面よりも、表面から5cm下に溜まっている(そこから下はだんだん少なくなる)。きのこについては、菌根菌(木の根っこにあるきのこ)が、腐生菌(土からでるきのこ)より放射能汚染が高い傾向がある。しかし、個体差が大きいので、できれば個体ごとに放射能を図るのが望ましい(→なかなか難しいですが)。当日資料は配付されなかったもので、こちらが参考になります。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/k\\_inoko/attach/pdf/sansai-2.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/k_inoko/attach/pdf/sansai-2.pdf)

また、『森林の放射能生態学』が参考になります。この10月に、蔵王の直売所で売っていた、サクラシメジから4556 Bq/kg、こうたけから2679 Bq/kg、アミタケから490 Bq/kgのセシウム137が測定されたと報告がありました。ただ、蔵王町で販売しているものの、採ったのは蔵王町ではないとのこと。行政(県、町、区長)に連絡して、次の日には動いてくれたそうですが、ただ上記のように、個体差が大きいので、一律販売禁止にすると影響が大きいかもしれません。また山菜は湯がいて汁をすてれば、かなり放射能は落ちる(移染?)そうです。(館脇)

『鳴り砂』2-127号(通巻306号)別冊

2023年11月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>